

令和5年度 補正予算の概要

(令和5年4月14日専決)

令和5年度一般会計4月14日専決補正予算の概要

専決処分第9号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第2号）

今回の専決処分は、以下の2つの考え方にに基づき、予算措置を行ったものです。

1点目は、マイナポイント事業の再延長への対応です。国は、令和5年3月31日に、現在実施しているマイナポイント第2弾のポイント申込期限を再度延長し、令和5年9月末までとしました。市では、令和5年度一般会計補正予算(第1号)において、令和5年5月末までの延長に対する経費を計上していたことから、再延長への対応を要することとなりました。

2点目は、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金給付事業です。国は、令和5年3月28日に、子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施を閣議決定しました。その後の国からの通知において、可能な限り早期の給付が求められていることから、実施に要する経費の予算措置を要することとなりました。

これらの予算措置について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、4月14日付で専決処分を行いました。

1. 補正予算の規模

補正予算の総額は、1億2,527万6千円の増額で、
補正後の予算総額は、410億4,232万4千円となります。

●一般会計予算4月14日補正額		(単位：千円)		
区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
125,276	125,256	0	20	0

2. 歳入補正の内容

1) 国庫支出金 1億2,525万6千円

・個人番号カード交付事務費補助金 1,340万2千円増（補助率：国 10/10）

・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金 1億1,185万4千円
（補助率：国 10/10）

【内訳】 (単位：千円)

項目	事業費補助金	事務費補助金	合計
ひとり親世帯分	55,000	3,772	58,772
その他世帯分	50,000	3,082	53,082
合計	105,000	6,854	111,854

2) その他 2万円

・雇用保険料本人負担分 2万円増

…子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る会計年度任用職員の雇用保険料の本人負担分

3. 歳出補正の内容

1) マイナポイント申込み及びマイナンバーカード交付申請支援事業

1,340万2千円増

マイナポイント申込期限の再度の延長に伴い、必要となる経費を計上します。

- ・消耗品費 5万円
- ・印刷製本費 9万9千円
- ・通信運搬費 20万円
- ・マイナポイント申込み及びマイナンバーカード交付申請支援業務委託料

1,305万3千円

…申請支援窓口の設置・運営の業務委託料

【マイナポイントに関する各種期限】

- ・ポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限 令和5年2月28日
- ・マイナポイントの申込期限 令和5年9月30日

【交付申請支援業務の実施体制・スケジュール】

- ・窓口の設置場所 取手庁舎：議会棟第4委員会室
藤代庁舎：藤代総合窓口課隣
- ・窓口の設置期間 令和5年9月末まで(平日のみ)
- ・窓口でのサポート内容

各窓口に専属スタッフと申込用端末を配置し、マイナポイントについて、ご自身での手続きが困難な方への申込みサポートを行います。また、マイナンバーカードの申請希望者へ写真撮影などのサポートも行います。

2) 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

1億1,187万4千円

国は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、児童一人あたり一律5万円の特別給付金を給付することとしました。その実施に必要な経費を計上します。

ア. 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分) 5,878万2千円

①支給対象者

- (1) 令和5年3月分の児童扶養手当受給者(申請不要)
- (2) 公的年金等受給による令和5年3月分の全額停止者(要申請)
- (3) 児童扶養手当受給水準の家計急変者(要申請)

②支給見込者数 771世帯・1,100人

③支給スケジュール

- ・(1)の申請が不要な対象者には、児童扶養手当の支給情報をもとに、可能な限り5月末までに支給
- ・(2)(3)の申請が必要な対象者については、申請書の提出を受け、審査後、順次支給

イ. 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯分) 5,309万2千円

①支給対象者

- (1) 令和4年度の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」を受給した者(申請不要)
- (2) (1)のほか、令和6年2月末までに出生した18歳年度末までの児童(障害のある児童については20歳未満)を養育する者で、住民税均等割が非課税である者、または家計の急変により住民税均等割非課税相当の状況にあると認められる者(要申請)

②支給見込者数 625世帯・1,000人

③支給スケジュール

- ・(1)の申請が不要な対象者には、昨年度の支給情報をもとに、可能な限り5月末までに支給
- ・(2)の申請が必要な対象者については、申請書の提出を受け、審査後、順次支給